

平成19年(2007年)3月9日

建設委員会資料

都市整備部公園・道路担当

中野区立妙正寺川公園条例(昭和62年中野区条例第13号)新旧対照表

改正案			現行		
第1条~第18条 (略) 附 則 (略) 別表(第10条関係)			第1条~第18条 (略) 附 則 (略) 別表(第10条関係)		
占用物件等	単位	使用料	占用物件等	単位	使用料
電柱	本柱、支柱又は支線	1本につき 1 月	電柱	本柱、支柱又は支線	1本につき 1 月
標識		702円	標識		707円
水道管、下水道管又はガス管	外径40センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	水道管、下水道管又はガス管	外径40センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの			外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	
	外径1メートル以上のもの			外径1メートル以上のもの	
電線	電線(地下電線以外のもの)	長さ1メートルにつき1月	電線	電線(地下電線以外のもの)	長さ1メートル
地下電線	外径40センチメートル未満のもの		地下電線	外径40センチメートル未満のもの	
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの			外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	
	外径1メートル以上のもの			外径1メートル以上のもの	
変圧塔、マンホールの類			変圧塔、マンホールの類	1個につき 1 月	884円
郵便差出箱又は信書便差出箱			郵便差出箱又は信書便差出箱		353円

公衆電話所			<u>878円</u>
地下の占用		地上露出部分	占用面積 1 平方メートルに <u>418円</u>
物件		地下部分	<u>292円</u>
高架の占用物件		つき 1 月	<u>321円</u>
天体気象又は土地の観測施設		占用面積 1 平方メートルに つき 1 月	<u>477円</u>
写真撮影	常時占用	1台につき 1 月	<u>6,960円</u>
	臨時的な占用	1回(1時間以内とする。)につき	<u>1,232円</u>
ロケーションのための撮影	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回(1時間以内とする。)につき	<u>10,875円</u>
	臨時的な占用		
その他の占用	競技会又は集会	占用面積 1 平方メートルに つき 1 日	<u>26円</u>
	上記以外の場合		<u>29円</u>

公衆電話所			<u>884円</u>
地下の占用		地上露出部分	占用面積 1 平方メートルに <u>349円</u>
物件		地下部分	<u>268円</u>
高架の占用物件		つき 1 月	<u>268円</u>
天体気象又は土地の観測施設		占用面積 1 平方メートルに つき 1 月	<u>398円</u>
写真撮影	常時占用	1台につき 1 月	<u>6,480円</u>
	臨時的な占用	1回(1時間以内とする。)につき	<u>1,200円</u>
ロケーションのための撮影	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回(1時間以内とする。)につき	<u>9,720円</u>
	臨時的な占用		
その他の占用	競技会又は集会	占用面積 1 平方メートルに つき 1 日	<u>22円</u>
	上記以外の場合		<u>29円</u>

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに使用又は占用の許可を受けている者たち、当該使用又は占用の期間が1年以内のものに係る使用料の額については、なお従前の例による。